

清瀬市太陽光発電機器等設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減に配慮した住宅用太陽光発電機器及び省エネルギー機器（以下「機器等」という。）を設置した市民に対して、その費用の一部を補助することで市内における機器等の普及を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専ら居住の用に供する住宅又は延べ床面積の過半を居住の用に供する店舗等の併用住宅をいう。
- (2) 倉庫等 住宅に近接して固着している倉庫及びカーポート等の建築物をいう。

(補助対象機器等)

第3条 補助対象となる機器等（以下「補助対象機器等」という。）は、別表に規定する機器等とする。ただし、補助対象機器等は、未使用の新品に限るものとする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住民登録をし、登録した住所地の住宅に居住している者
- (2) 補助金の申込日に属する年度の前年の市町村民税、都道府県民税、固定資産税及び都市計画税の納期到来分を完納している者又は非課税の決定を受けている者
- (3) 自らが所有して居住する住宅若しくは自らが所有して居住する住宅に近接する倉庫等に新たに購入した補助対象機器等を設置した者又は補助対象機器等が設置された住宅若しくは補助対象機器等が設置された倉庫等が近接する住宅を購入した者
- (4) 設置した補助対象機器等により発電した電気を全量売電しない者

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、第3条に規定する補助対象機器等の設置に対し、予算の範囲内において別表に規定する額とする。ただし、当該額が現に補助対象機器等の設置に要した額を超えるときは、当該現に補助対象機器等の設置に要した額を交付額とする。

2 補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申込)

第6条 市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）に次の各号に掲げる書類等を添付させ、清瀬市太陽光発電機器等設置補助金交付申込書（以下「申込書」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 機器設置契約書の写し
- (2) 設置設備の明細及び領収書の写し
- (3) 設置後の状況を確認できる写真
- (4) 機器設置日が確認できる書類の写し
- (5) 設置した太陽光発電システム及び家庭用燃料電池の発電能力が分かる書類
- (6) 住民票の写し
- (7) 第4条第2号に規定する納税又は非課税を証明する市町村長発行の証明書
- (8) 手続代行選任届
- (9) その他市長が必要と認める書類等

2 補助金の申込は、同一の住宅又は対象者に対して、別表に規定する補助対象機器等の種類ごとに1回に限り申込みできるものとする。

ただし、次の各号に該当する場合は、再度の申し込みができるものとする。

- (1) 設置より17年を経過した太陽光発電システムを撤去し、新たに当該補助対象機器を設置したとき。
- (2) 設置より6年を経過した家庭用燃料電池又は蓄電池を撤去し、新たに当該補助対象機器を設置したとき。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、申込内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付する者を決定したときは、清瀬市太陽光発電機器等設置補助金交付（不交付）決定通知書（以下「決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

（補助金の請求方法）

第8条 市長は、前条第1項の規定において補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に、速やかに清瀬市太陽光発電機器等設置補助金交付請求書の提出を求めるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、交付決定者及び補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、補助金の全部の返還を求めるものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） この要綱の規定に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、交付において不相当と認められる事実があったとき。

（協力）

第10条 市長は、次の各号に掲げる事項について、交付決定者に協力を求めることができる。

（1） 機器等に関するアンケート調査

（2） その他市長が必要と認める事項

（様式）

第11条 この要綱の施行について必要な書類等の様式は、市長が別に定める。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月21日訓令第38号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による第5条の改正規定は、平成27年1月1日以後に設置した太陽光発電システム及び家庭用燃料電池に適用する。

附 則（平成27年11月30日訓令第76号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この清瀬市太陽光発電システム等設置補助金交付要綱の改正後に係る第5条第1項に規定する補助金の交付は、平成27年7月1日以後に設置した別表に規定する補助対象機器等に適用させる。

附 則（平成31年2月19日訓令第12号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日訓令第14号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日訓令第31号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日訓令第20号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日訓令第 号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条・第5条・第6条関係）

補助対象機器等		補助金額
種類	要件	
太陽光発電システム	1 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）による太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるもの。（住宅用に限る。） 2 公称最大出力が10キロワット未満のもの。	30,000円に補助対象機器等の最大出力キロワットを乗じて得た額（ただし、100,000円を限度とする。）
家庭用燃料電池 （エネファーム）	住宅用途として使用する燃料電池コージェネレーションシステムであって、発電能力が、0.4キロワット以上であるもの。	50,000円
蓄電池	一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）支援事業」において登録しているもの、又は同等程度の性能を持つものとして市長が認めるもので、太陽光発電システムと併用しているもの。	50,000円